

4 消安第 395 号
令和 4 年 4 月 22 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 金子 原二郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる物を飼料添加物として指定するとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき当該飼料添加物の基準及び規格を設定すること。

塩酸 L-ヒスチジン



塩酸 L-ヒスチジンの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

塩酸 L-ヒスチジンは、哺乳類、鳥類、魚類及びクルマエビ（甲殻類）の必須アミノ酸である L-ヒスチジンの塩酸塩である。既に食品添加物として国内外において使用が認められており、飼料添加物としても EU、米国において使用が認められている。

今回要望があった塩酸 L-ヒスチジンは、飼料中の粗たん白質を抑えることによる、環境負荷の低減を目的として、飼料へのアミノ酸の補給源としての利用が期待される。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正（新規指定及び基準・規格の設定）については、令和 4 年 1 月 19 日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

塩酸 L-ヒスチジンを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準等を設定する。

なお、用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給で、全家畜等¹を対象とした飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質に係る食品健康影響評価の結果を得た後、

¹ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 198 号）で定める動物

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等、所要の進め
る。